

現
行
政
治
倫
理
関
係
法
規

平
成
二
一
年
六
月

○国 会 法

(昭和六十年六月二十四日 第十五章の二新設)

第十五章の二 政治倫理

第二百二十四条の二 議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのつとり各議院の議決により定める行為規範を遵守しなければならない。

第二百二十四条の三 政治倫理の確立のため、各議院に政治倫理審査会を設ける。

第二百二十四条の四 前条に定めるもののほか、政治倫理審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

○政治倫理綱領

(昭和六十年六月二十五日議決)

政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。われわれは、主権者たる国民から国政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、政治家の良心と責任感をもつて政治活動を行い、いやしくも国民の信頼にもとることがないよう努めなければならない。

ここに、国会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、政治倫理綱領を定めるものである。

一、われわれは、国民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、政治不信を招く公私混淆を断ち、清廉を持し、かりそめにも国民の非難を受けないよう政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努めなければならない。

一、われわれは、主権者である国民に責任を負い、その政治活動においては全力をあげかつ不断に任務を果たす義務を有するとともに、われわれの言動のすべてが常に国民の注視の下にあることを銘記しなければならない。

一、われわれは、全国民の代表として、全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益をそこなうことがないよう努めなければならない。

一、われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

一、われわれは、議員本来の使命と任務の達成のため積極的に活動するとともに、より明るい明日の生活を願う国民のために、その代表としてふさわしい高い識見を養わなければならない。

○行為規範 (昭和六十年六月二十五日議決)

改正 平四年二月一日

第一条 議員は、職務に関して廉潔を保持し、いやしくも公正を疑わせるような行為をしてはならない。

第二条 企業又は団体の役職に就いている議員は、当該企業又は団体に関し政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定により関連会社等報告書を提出すべき場合を除き、当該企業又は団体の名称、役職等を議長に届け出なければならない。

第三条 議員は、議長又は副議長の職にある間は、報酬(自己の事業に係るもの及び金額が年間百万円以下のものを除く。

次項において同じ。)を得て企業又は団体の役員等を兼ねてはならない。

2 議員は、常任委員長又は特別委員長の職にある間は、報酬を得てその所管に関連する企業又は団体の役員等を兼ねてはならない。

第四条 議員は、全会派の一致をもつて遵守すべき事項を申し合わせた場合は、これに忠実に従わなければならない。

第五条 行為規範の実施に関する細則は、議長が定める。

附 則

この行為規範は、国会法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十二号)の施行の日から施行する。

附 則 (平四・一一・一)

この規則は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の施行の日から施行する。

○行為規範実施細則 (昭和六十年十二月二十四日制定)

改正 平四年二月一〇日

一 第二条関係

- 1 「企業又は団体」とは法人格を有するものをいい、「団体」には財団を含めるものとする。
- 2 「名称、役職等」は、企業又は団体の名称及び所在地並びに役職名とする。
- 3 届出の時期等は、次のとおりとする。
 - (1) 届出の時期は、毎年四月二日から同月三十日までとし、同月一日現在における企業又は団体の名称、役職等を届け出るものとする。
 - (2) 四月二日以降に当選した議員は、その年における届出を要しないものとする。
- 4 届出書類の保管期間は、五年間とする。
- 5 届出書類の閲覧は、認めないものとする。ただし、政治倫理審査会に審査の申立て又は審査の申出があつた場合において政治倫理審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

二 第三条関係

- 1 「報酬」とは、金銭による給付をいう。
- 2 「自己の事業に係るもの」とは、次に掲げる報酬をいう。
 - (1) 弁護士、税理士、医師等が自己の行う業務に基づき企業又は団体から受ける報酬
 - (2) 株式等の所有によりその事業活動を実質的に支配していると認められる企業から受ける報酬
- 3 「金額が年間百万円以下のもの」とは、毎年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に一の企業又は一の団体から受ける報酬でその金額が百万円以下のものをいう。
- 4 年間百万円を超える報酬を得ているか否かは、議長、副議長等の職に就く時点の報酬を基準として判断するものとする。
- 5 「団体」には、財団を含めるものとする。

- 6 「役員等」には、相談役、顧問及びこれらに準ずる役職を含めるものとする。
- 7 「その所管に関連する企業又は団体」とは、次に掲げる企業又は団体をいう。
 - (1) 当該委員会の所管の省庁の長等がその事業に関して許認可権等を有している企業又は団体
 - (2) 当該委員会の所管の省庁の長等の交付決定に基づき国から補助金等を受けている企業又は団体
 - (3) 当該委員会の所管の省庁の長等と請負契約を締結している企業又は団体

附 則 (平四・一一・一〇)

- 1 本件は、行為規範の一部を改正する規則(平成四年十二月一日議決)の施行の日から施行する。
- 2 行為規範の一部を改正する規則による改正前の行為規範第二条又は第四条の規定による届出書類の保管期間及び閲覧については、なお従前の例による。この場合において、改正前の行為規範実施細則一の8中「審査の申立て」とあるのは、「審査の申立て又は審査の申出」とする。

○衆議院政治倫理審査会規程

(昭和六十年六月二十五日議決)

改正 平四年二月一日 平二年七月三日 平一九年一月二五日
平二年六月二一日

第一条 政治倫理審査会(以下「審査会」という。)

は、政治倫理の確立のため、委員の申立て又は議員の申出に基づき、議員が行為規範その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令(以下「行為規範等」という。)の規定に著しく違反し、政治的道義的に責任があると認められるかどうかについて、これを審査するものとする。

第二条 前条の審査の申立てをするには、審査会の委員の三分の一以上からすることを要する。

2 前項の申立てをする場合においては、申立書に議員が行為規範等の規定に著しく違反していることを明らかにした文書を添えて、これを審査会の会長に提出しなければならない。

3 審査会が第一項の申立てに係る事実を審査するには、出席委員の過半数による議決を要する。

4 第一項の申立てがあつたときは、会長は、速やかに、審査会を開かなければならない。

第二条の二 審査会は、政治倫理に關し不当な疑惑を受けたとして議員から疎明資料を添えて第一条の審査の申出があつたときは、当該申出に係る事実を審査しなければならない。ただし、審査会は、明らかに当該事実を審査する理由がないと認めるときは、当該申出をした議員にその旨を通知して、審査しないことができる。

第三条 審査会は、第二条の申立てをされた議員又は前条の申出をした議員(以下「審査の申立てをされた議員等」という。)につき政治的道義的に責任があると認めるときは、当該審査の申立てをされた議員等に対し、行為規範等の遵守の勧告、

一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長若しくは憲法審査会の会長の辞任の勧告を行うものとする。

2 審査会は、前項の勧告を二以上併せて行うことができる。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等に対し第一項の勧告を行わない場合において、当該審査の申立てをされた議員等の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第四条 審査会が事実について審査を終わったときは、事実の概要及びこれに關する審査の結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとする。

第五条 議長は、審査会の報告書の要旨を議院に報告するものとする。

第六条 審査会は、二十五人の委員で組織する。

第七条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、所属議員十人以上を有する各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条及び第四十条の規定は、委員の選任について準用する。

第八条 委員に選任された者は、正当の理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議長の許可を得なければならぬ。

第九条 所属議員十人以上を有する会派で委員を

割り当てられないものがあるときは、当該会派の所属議員のうちから、審査会に出席し、事案について、質疑し、及び意見を述べることができる議員各一人を議院において選任するものとする。

2 第七条第四項の規定は前項の議員を選任する場合について、前条の規定は同項の議員がその任を辞する場合について準用する。

第十条 審査の申立てをされた議員等の所属する会派が所属議員十人未満の会派であるときは、当該会派の所属議員のうちから、審査会に出席し、当該事案について、質疑し、及び意見を述べることができ、議員一人を審査会において選任するものとする。

2 第八条の規定は、前項の議員がその任を辞する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「会長を経由して、議長の許可」とあるのは、「審査会の許可」と読み替えるものとする。

第十一条 審査会の会長は、審査会において委員が互選する。

2 会長の互選は、委員選任の当日又は翌日これを行う。

3 会長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。

4 会長は、投票によらないで、動議その他の方法により、これを選任することができる。

5 会長が選任されるまでは、年長者が会長の職務を行う。

6 会長の辞任は、審査会がこれを決する。

第十二条 会長は、審査会の議事を整理し、秩序を保持し、審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

第十二条の二 審査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、審査会の運営に関し協議するため、幹事を開くことができる。

第十三条 会長は、審査会の開会の日時を定める。

2 委員の半数以上から要求があつたときは、会長は、審査会を開かなければならない。

第十四条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第十五条 審査会が第三条第一項の規定により報告をするには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要する。

2 審査会が、第十八条の規定により審査の申立てをされた議員等の出席及び説明を求め、第十九条の規定により国務大臣若しくは内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官若しくは政府特別補佐人の出席を求め、第二十条の規定により報告若しくは記録の提出を求め、又は第二十一条第一項の規定により参考人の出頭を求めるには、委員の過半数による議決を要する。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第十六条 表決の際現在しない委員は、表決に加わることができない。

第十七条 審査会は、第二条の申立てをされた議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2 審査会は、第二条の二の申出に係る事案の審査をしようとするときは、まず、当該申出をした議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第十八条 審査会は、審査のため必要があるときは、審査の申立てをされた議員等の出席及び説明を求めることができる。

第十九条 審査会は、審査のため必要があるときは、議長を経由して、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官若しくは政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第二十条 審査会は、審査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

第二十一条 審査会は、審査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、事案について、事実を聴取し、又は意見を聴くことができる。

2 審査会は、第二条の二の申出をした議員から参考人の出頭を求めるよう申出があつたときは、正当の理由がある場合を除き、これに応ずるものとする。

3 委員は、参考人に対して質疑することができる。ただし、参考人が委員に質疑することはできない。

4 第二項の申出をした議員は、当該申出に係る参考人に対して質疑することができる。ただし、参考人が当該議員に質疑することはできない。

第二十二条 審査会は、第三条第一項の勧告の議決をしたときは、審査の申立てをされた議員等の出席を求めて、その者に対し勧告する。この場合において、審査の申立てをされた議員等がやむを得ない理由により出席できなかったときは、その者に対し文書をもつて勧告することができる。

第二十三条 審査会は、傍聴を許さない。

2 審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとする。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許し又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

第二十四条 審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも議事を開くことができる。

第二十五条 審査会は、会議録を作成し、会長及び幹事がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、事案の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならぬ。

第二十六条 審査会の会議録は、これを閲覧するこ

とができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録（議員にのみ傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。）については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、審査会は、審査の終了していない事案に係る会議録を除き、その決議により会議録の閲覧を許すことができる。

3 第一項本文の規定にかかわらず、議員にのみ傍聴を許すものとされた審査会の会議録について議員からその閲覧を求められたときは、審査会は、審査に支障のない限り、その閲覧を許すものとする。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

附則

この規程は、国会法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十二号）の施行の日（昭和六十二年二十四日）から施行する。

附則（平一一・七・一二）

この規程中第一条の規定は国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第十六号）第二条の規定の施行の日（平成十一年十月二十九日）から、第二条の規定は同法第四条の規定の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○衆議院政治倫理審査会規程第一条に規定する法令を
定める件 (平成四年十二月十日議長決定)

衆議院政治倫理審査会規程（昭和六十年六月二十五日議決）第一条に規定する法令は、行為規範、政治倫理の確立のため
の国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四
号）とする。

附 則

本件は、平成四年十二月十日から施行する。